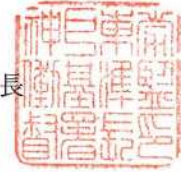




神東基署発 0407 第 1 号
令和 8 年 4 月 7 日

神戸市長 殿

神戸東労働基準監督署長



令和 8 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

平素は、労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、平成29年から毎年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、各防災団体、使用者団体等と連携して職場における熱中症予防対策に取り組むとともに、令和 7 年 6 月に施行された労働安全衛生規則の遵守を図ってきたところです。

昨年 1 年間の兵庫県下の熱中症による労働災害の発生状況（令和 8 年 3 月 6 日現在の速報値。別紙参照）は、休業 4 日以上死傷者が 58 人、うち死亡者は 2 人（警備業と商業）、業種別の死傷者数は、製造業 16 人、警備業 7 人、運送業 7 人、建設業 5 人と、全体の約 6 割がこれら 4 業種で発生しています。

また、全国の熱中症災害の内容を検証すると、「暑さ指数（WBGT 値）を把握していなかった」、「熱中症予防のための労働衛生教育を行っていなかった」、「一人で休ませていたところ倒れていた（意識を失っていた）のを発見された」など、作業環境の把握、労働者教育、熱中症発症時・緊急時の措置が不適切であった事例が多く見られました。これを踏まえ、熱中症予防対策のさらなる推進のため、厚生労働省では、本年 3 月に「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定したところです。

つきましては、別添の「令和 8 年『STOP！熱中症 クールワークキャンペーン』実施要綱」（実施期間：令和 8 年 5 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日・準備期間 4 月、重点取組期間 7 月）のとおり、本年のキャンペーンを実施いたしますので、貴工事発注機関におかれましても、キャンペーンの趣旨を踏まえ、直轄工事における施工事業者、関係団体その他の建設工事関係者等に厚生労働省が提供する「職場における熱中症予防対策ポータルサイト」等の周知を図っていただきますとともに、建設業に従事する労働者等の熱中症予防対策の徹底に特段のご指導をお願い申し上げます。



【厚生労働省ホームページ
（クールワークキャンペーン）】



厚生労働省
熱中症予防ポータルサイト



【職場における熱中症
防止のためのガイドラ
イン】

令和8年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

令和8年3月19日制定

1 趣旨

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多数発生しており、令和4年から令和6年の3年連続で、重篤化して死亡に至る事例が年間30人程度発生する状態が続いたことから、業界、事業場ごとに、熱中症予防対策に取り組んでいるところである。昨年までの「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」においても、労働災害防止団体や関係省庁とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況（速報値）を見ると、死亡を含む休業4日以上死傷者数は1,681人、うち死亡者数は15人となっている。死亡者数は減少したものの、死傷者数は前年比約4割の大幅な増加となっており、業種別にみると、死傷者数については、建設業278人、製造業337人となっており、全体の約4割がこれら2つの業種で発生している。また、死亡者数は、建設業が最も多く、警備業が続いている。熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例や、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している者への配慮を行っていなかった事例も見られた。

このため、本キャンペーンを通じ、すべての職場において、本年3月に定められた「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、事業者は①湿球黒球温度の値(WBGT値)の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、②熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うことなど、重点的な対策の徹底を図る。

なお、労働者と同じ場所で作業に従事する労働者以外の者についても、上記措置の対象に含める。

2 期間

令和8年5月1日から9月30日までとする。

なお、令和8年4月を準備期間とし、令和8年7月を重点取組期間とする。

3 主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団

法人全国警備業協会

4 協賛

公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会

5 後援（予定）

関係省庁

6 主唱者及び協賛者等による連携

各関係団体における実施事項についての情報交換及び相互支援の実施

7 主唱者の実施事項

(1) 厚生労働省の実施事項

ア 熱中症予防に係る周知啓発資料等の作成、配布

イ 熱中症予防に係る有益な情報等を集めた特設サイトの運営

(ア) 災害事例、効果的な対策、好事例、先進事例の紹介

(イ) 熱中症予防に資するセミナー、教育用ツール等の案内

ウ 各種団体等への協力要請及び連携の促進

エ 都道府県労働局、労働基準監督署による事業場への啓発・指導

オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

(2) 各労働災害防止協会等の実施事項

ア 会員事業場等への周知啓発

イ 事業場の熱中症予防対策への指導援助

ウ 熱中症予防に資するセミナー等の開催、教育支援

エ 熱中症予防に資するテキスト、周知啓発資料等の提供

オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

8 協賛者の実施事項

(1) 有効な熱中症予防関連製品及び日本産業規格を満たした WBGT 指数計の普及促進

(2) その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

9 各事業場における重点実施事項

「職場における熱中症防止のためのガイドライン」（別添）に基づく措置を実施することが望まれる。

このため、準備期間中は、同ガイドラインを踏まえた準備、事前確認、検討等を重点的に行うとともに、重点取組期間中は、当該措置の確実な実施、取組状況の総点検、必要に応じた追加対策の検討等を行う。

STOP!

熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

準備

重点取組

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数 (WBGT) の 把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

作業手順・作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業手順・作業計画を
策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または
冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、作業者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応（異常時における連絡体制や
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間
の調整
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏ま
え配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎
不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮
膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の作業者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、
「バディ」を組ませる等作業者にお互いの
健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風すること**などにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

熱中症災害発生状況

1 職場における熱中症による死傷者数の推移(全国) (平成28年～令和7年) (人)

	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年
全産業 (死者数)	462 (12)	544 (14)	1,178 (28)	829 (25)	959 (22)	561 (20)	827 (30)	1,106 (31)	1,257 (31)	1,681 (15)
製造業	114	221 (5)	184 (4)	199 (6)	87 (2)	145 (2)	231 (4)	235 (5)	97	337 (1)
建設業	141 (8)	239 (10)	153 (10)	215 (7)	130 (11)	179 (14)	209 (12)	228 (10)	113 (7)	278 (5)
警備業	37 (2)	110 (3)	73 (4)	82 (1)	68 (1)	91 (6)	114 (6)	142 (2)	29	186 (2)
運送業	85	168 (4)	110 (2)	137	61 (1)	129 (1)	146 (1)	186 (3)	67	201 (1)

(*平成28年から令和6年は確定値、令和7年は12月末速報値)

2 職場における熱中症による死傷者数の推移(兵庫県) (平成28年～令和7年) (人)

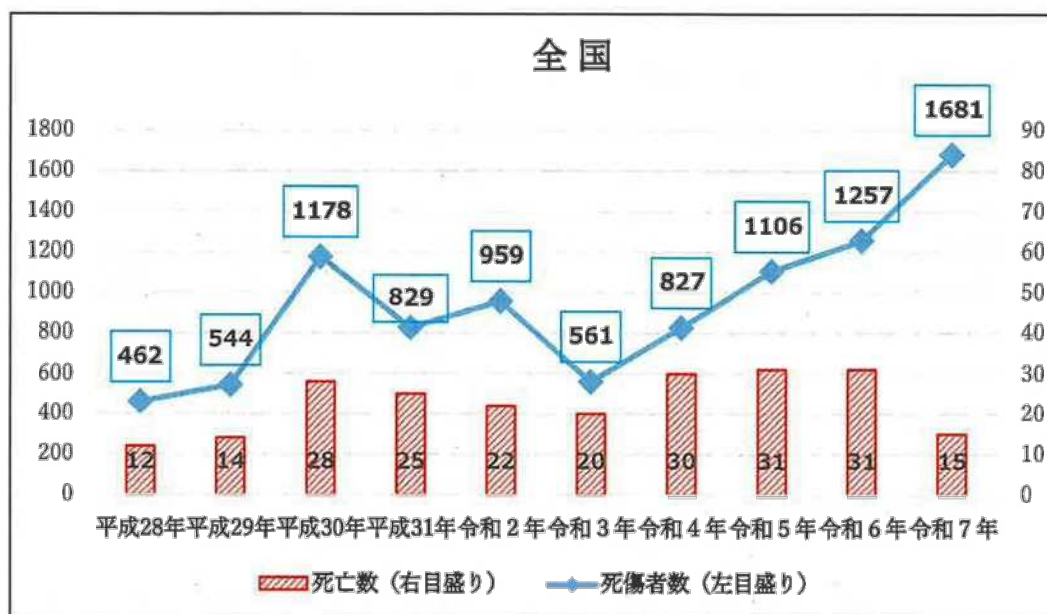
	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年
全産業 (死者数)	22 (0)	16 (1)	41 (3)	30 (0)	43 (1)	12 (1)	29 (1)	28 (2)	46 (0)	58 (2)
製造業	1	10	8	8	3	6	6	5	8	16
建設業	2	8 (2)	2	12	2 (1)	5 (1)	4 (1)	7	3	5
警備業	1 (1)	6 (1)	3	2 (1)	0	5	7 (1)	6	3	7 (1)
運送業	7	6	6	5	1	1	5	11	4	7

(*平成28年から令和6年は確定値、令和7年は2月末速報値)

※休業4日以上の死傷者数

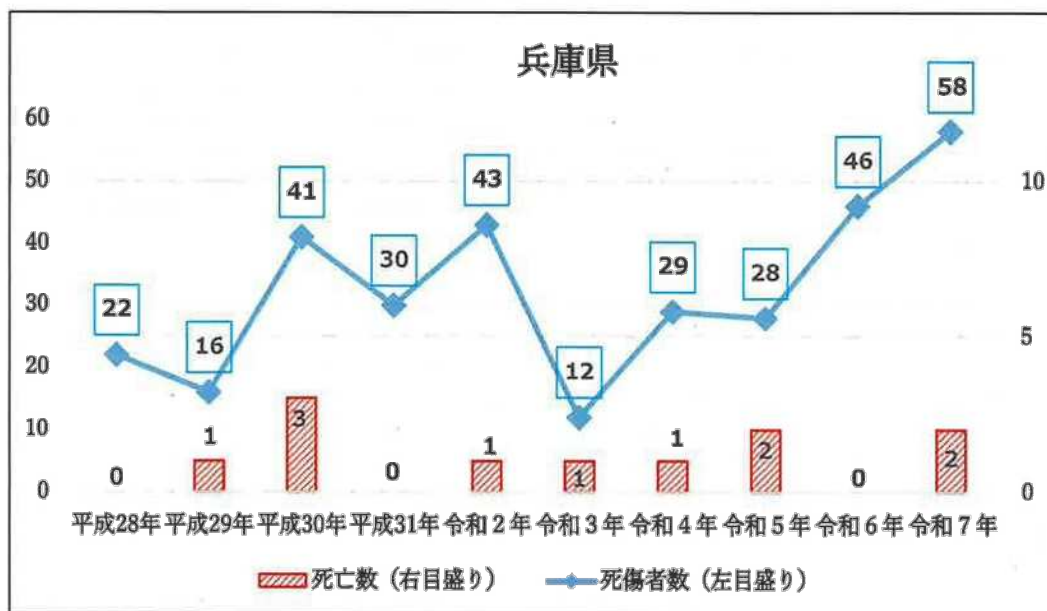
※ () 内の数値は死者数であり、死傷者数の内数である。

1 職場における熱中症による死傷者数の推移(全国) (平成28年～令和7年)



(*平成28年から令和6年は確定値、令和7年は12月末速報値)

2 職場における熱中症による死傷者数の推移(兵庫県) (平成28年～令和7年)



(*平成28年から令和6年は確定値、令和7年は2月末速報値)